

# Jones v Jones [2011] EWCA Civ 41,

[2011] 1 FLR 1723, CA

—会社資産の評価と離婚給付—

宗 村 和 広

## 目次

1. はじめに
2. 事実の概要と判旨
3. 検討
4. おわりに

### 1. はじめに

本件夫は婚姻前から長年にわたり夫が石油関連業に従事しており、独立して同業の会社を興し、その資産価値が（石油産業界自体が夫婦の婚姻中は概ね好調で拡張傾向にあった<sup>1</sup>こともあり）婚姻当初のそれより飛躍的に増大し、別居中に高額で売却された。このため主要な争点は、かような事情において、1973年婚姻事件法（Matrimonial Causes Act 1973以下『73年法』）25条をどのように解釈・運用すべきか、とりわけ近時の諸判例との関連では、分割原理とニーズ原理との関係、婚姻財産（Matrimonial Property）非婚姻財産（Non-Matrimonial Property）との関係をどのように評価すべきか、となった。

### 2. 事実の概要と判旨

**【事実の概要】** 両当事者は1996年6月に婚姻した夫婦であり、2006年1月

---

<sup>1</sup> たとえば、JPEC レポート2011年度第30回「西欧の2大産油国の現状」7頁～11頁参照。

に別居した後、2009年、妻が付随的救済（ancillary relief）の申立をした。夫は58歳、妻44歳である。両配偶者の主要な資産は、石油およびガス供給関連の会社であり、同社は夫が婚姻の10年前に設立したもので婚姻の時点では200万ポンドの価額であった。同社を設立する以前に、夫は石油およびガスの供給関連業に19年間従事しており、同社の成功は同業種に夫が精通していたことに負うところが多大であった。別居から付随的救済手続の前までに、夫は同会社を2500万ポンドで売却した。

付随的救済手続において妻は、上記売却額の40パーセントにあたる1000万ポンドの一括金を求めたが、夫は妻に、婚姻時から別居時までの間の同会社の株式の価額の純増分（夫は1200万ポンドであったと主張）の2分の1にあたる500万ポンドを主張した。夫は、妻が彼女の母親から多額の援助を受けて十分な財産を得ていること、および婚姻中両当事者は主に、財源を別々に維持しており、別々に財産を所有管理していたこと、を強調した。

総資産が概ね2500万ポンドであったことを前提にして、高等法院家事部（High Court, Family Division）の Charles J は妻に540万ポンドを裁定した<sup>2</sup>。これは、会社の成長に対する夫の能力ならびに経験を重視するならば、別居時の会社の価額の60パーセント、およびつまり会社の最終的な売却純益の60パーセント（1500万ポンド）は夫に帰属する非婚姻財産であって、分割されるべきでない、との理由によるものであった。

判決理由中、判事は、何らかの事件において、ニーズ原則の適用によって資産の平等分割以下となる結論が導かれるとするならば、その事件はその他の何らかの事件において、分割原則における平等からの乖離の原則的な範囲に影響を与え得る、と表明した<sup>3</sup>。妻は同判事の採る会社資産に対するアプローチにつき上訴を許されたが、分割原則とニーズ原則間の関係における同判事の説示についての上訴は許されなかった。

---

<sup>2</sup> J v J [2009] EWHC 2654 (Fam)

<sup>3</sup> J v J [2011] EWCA Civ 41, at para484

【判旨】 妻の上訴を認容；妻に800万ポンドを裁定――

(1) 配偶者の婚姻時の稼得能力は資産でなく、資産化されえない (GW v RW (Financial Provision : Departure from Equality) [2003] EWHC 611 を破棄)；同様に、審理時における配偶者の稼得能力も資産として取り扱われずまた資産化されない。婚姻時には200万ポンドの価額であったにすぎない会社の「跳躍版 (springboard)」ないし「潜在性 (latent potential)」を考慮するにおいても、同会社における夫の非婚姻財産の配分が付随的救済手続時に1500万ポンドであったとする判事の認定は、莫大な資産価値を夫の得意分野 (chosen field) における金銭を取得する彼の個人的能力に認めている。判事が資産価値を婚姻時における夫の稼得能力に帰するとした上でかような資産を非婚姻財産として取り扱った点は、誤りであった ([21], [26]—[29], [66] 参照)。

(2) 「潜在性」ないしは「跳躍版」の概念は、一般的には裁判所をして特定の時点における会社資産の専門家としての評価を調整することを導くものでなく、そのような評価は一般的には何らかのそのような「跳躍版」の評価を反映させるものであろう。しかしながら、本件のような稀な事件においては、特定の専門的評価が著しい潜在性を反映させない場合があり、その際にはその評価は裁判所によって加算されることになるであろう。本件においては、会社資産が婚姻時において、会社の潜在性が専門的な評価において十分に反映されていないとする判事の明示的な認定を考慮すれば、会社は、200万ポンドでなく400万ポンドと評価されるべきであった ([39]—[43], [58] 参照)。

(3) 受動的経済的成長のための何らかの手当を行うことが必要である；このことは会社が成功するために能動的な管理を要求される場合にも妥当する。能動的成長は、婚姻中に行われた寄与、即ち activity, の結果としての増大と、そのような増大が「跳躍版」の助力によって既に適切に達成されたものであるかどうかに関わらず、相違をなす。類似のアプローチは、婚姻中に配偶者の一方によって、ないしは贈与された資産に関しても妥当する。本件に

においては、産業全体の増大を考慮するために何らかの種類の当該産業の特別なスライド制を利用することが妥当であった（[44], [46], [49], [50] 参照）。

(4) 重要な資産の主要な評価が売却によって具体化される状況においては、裁判所は非婚姻財産と婚姻財産を区別し、次に各々の妥当な分割について決定し（本件においては、婚姻財産の平等分割以外の何らかを行うこと、ならびに非婚姻財産を婚姻にもたらした者に与えること、についての何らの理由も存在しなかった）、そして次に、事情に応じた公平な包括的手当をなしたと思われるような総資産の分割割合を区別することによって達成される結果を検証する、という手法をとるべきである。これは極めて裁量的なアプローチであるが、分割原則の適用は元来裁量的なものであって、裁判所はこの事実に困惑すべきでない。裁判所が婚姻時の会社の価額（40万ポンド）を関連する FTSE の指標において適切な割合の増大を認めた後に、資産の非婚姻財産部分の評価額は約900万ポンドに増加しており、平等に分割されるべき婚姻財産は1600万ポンドであった。このアプローチを公平な包括的手当に照らして検証すれば、妻の提案する総資産の40パーセントの裁定は、夫に対して不公平であろう；公平な割合（bracket）は30-36パーセントである。800万ポンド（総資産の32パーセント）が公平な割合の範囲内である（[33]—[35], [50]—[53], [64], [67] 参照）。

**Per Wilson LJ (obiter)**：ニーズ原則および分割原則の適用に際しては、異なる配慮を含む二つの別個の検討に服する；ニーズ原則のもとでの査定は分割原則の査定から導かれるものでなくむしろ、原則として、Miller v Miller ; McFarlane v McFarlane [2006] UKHL 24を適用して、即ち二個の別個の査定の高額な方が最終的な査定として認められるべきである（[31] 参照）。

**Per Arden LJ (dissenting in part)**：本件のような状況においては、正確な分析は、受動的増大の概念に関わることなくむしろ、配偶者の一方がこの種の非婚姻財産を有する場合には、彼は会社の基本的部分 (ele-

ment) に権限を与えられ、婚姻中に生じた非婚姻財産の成果 (fruits) に相当する部分は公平に分割され、これはそれら成果が彼によるあるいは彼ならでの活動の産物である場合でも同様である、とするものである。そのような成果を確定するにおいて裁判所のとりうる唯一のアプローチは、株式投資のための適切な指数を発見することであるが、この方法は、本件におけるように、会社の増大が利用されるべき指標を遥かに超えた場合にのみ使用される ([60], [62], [63] 参照)<sup>4</sup>。

### 3. 検討

(1) 1973年法25条は、裁判所が同法23条（一括金、定期金等の経済給付 (financial provision) 命令）を、24条（財産権の移転、設定、および夫婦財産契約の変更等の財産調整 (property adjustment) 命令）、24A条（特定の財産の売却命令）、24B～G条（各種年金分割命令）を、婚姻当事者の各々に対して行うにあたっての基準を規定する。同条は第(1)項において、未成年子の福祉を第1に考慮することとしたうえで、(2)項において、以下の各号に掲げる事項を含む事件の一切の事情を考慮するものとする、と規定する。

(a) 婚姻当事者の各々が有し、または予見しうる将来において有しうる収入、稼得能力、財産その他の資産、なお稼得能力にあっては裁判所が婚姻当事者の一方が取得すべき対策をとるよう期待することが合理的であると考えうる当該能力における増加も含む。

(b) 婚姻当事者の各々が有し、または予見しうる将来において有しうる経

---

<sup>4</sup> ほか、Wall P は、HM Customs and Excise and Another v A and Another [2002] EWCA Civ 1039 を引用し、「第一審判事の基本的な機能は、事実を認定し、重要な法的論点を識別し、そして特殊な方法においてそれらを決する理由を提示することである。判断が長ければ、それだけそれが取り扱う問題は多くなり、(i) 判事を傾かせた決定的事項を識別することが不可能になり；(ii) 判断は当事者の一方が正当に上訴の根拠としうる何らかを含み；(iii) 法的助言を得るための費用は判断を分析する時間によって増加する、という傾向が増加する」として484ものパラグラフを有し、冗長かつ散漫となった感のある第一審の判示を批判した ([73], [74] 参照)。

済的必要性、義務および責任

- (c) 婚姻破綻前に家族が享受していた生活水準
- (d) 婚姻当事者の各々の年齢及び婚姻期間
- (e) 婚姻当事者の各々の身体的または精神的障害
- (f) 婚姻当事者の各々が行ってきた、または予見しうる将来において行い  
うる、家族の世話をすることによる寄与を含む家族の福祉のための寄与
- (g) 裁判所の見解において無視することが不公平であると思われる場合には、当事者の各々の行動
- (h) 婚姻解消または婚姻無効においては、その婚姻解消または婚姻無効により、婚姻当事者の一方が取得の機会を喪失するであろう利益の婚姻当事者の各々の価額

各号所定のどの事項に重点を置くかについては法文上規定がなく、どのような財産を分割の対象とするか、それをどのような割合・程度において両配偶者に分割するかないしはその際どのような事項が支配的要素として考慮されるかについては、個々の事案において裁判所の裁量に委ねられることになる<sup>5</sup>。

(2) さて、本件事案を検討する前に、本件の先例となる重要な2つの貴族院判決に触れておきたい。

1つは、White v. White<sup>6</sup>である。婚姻生活が30年以上にわたる、パートナーシップにおいて農場を経営する夫婦の事案であり、彼らの経営する2つの農場のうち1つは彼らの合有に帰属していたが、もう1つは婚姻後に夫が父親から相続したものであった。第1審判事(Holman J)は、夫婦の総資産をおよそ460万ポンドと査定し、妻に対し、彼女の単独名義の資産を維持することに加え、住居、生活維持及び収入の合理的必要性を根拠として、80

---

<sup>5</sup> Piglowska v. Piglovski [1999] 3 All E.R. 632, H.L.では、これらの事項が何らかの階層構造において順位づけられているわけではなく、どの事項に重点がおかれるかは個々の事案ごとに異なりうるが示された。

<sup>6</sup> [2000] 2 F.L.R. 981, H.L.

万ポンドの一括金を裁定した。原審控訴院<sup>7</sup> (Thorpe LJ) は、農場パートナーシップ及び妻及び母親としての彼女の家族への寄与を考慮して、支払われる額を150万ポンドに増額した。夫が判事の命令の復活を求めて、妻がすべての資産の平等な分割を求めて、それぞれ上訴した。

貴族院 (Lord Nicholls of Birkenhead) は、結果的には双方の上訴を棄却し、控訴院の判断を維持することとしたが、その説示中「各々が異なる領域において家族に対して平等に寄与した場合には、原則としていずれが金銭を稼得し資産を形成したかは重要ではない。資産の分割のための命令を行う前に、判事は平等分割の尺度 (yardstick) に反する自己の仮説を検証 (check) すべきである。一般的な指針としては、平等から離れるのは、そうすることに合理的理由の存する場合にのみ、およびそうである範囲において行われるべきである<sup>8</sup>。」とし、また、婚姻財産と夫婦の各々が婚姻前から有する財産ならびに相続財産 (贈与、相続あるいは信託のもとでの受益者として取得した財産) との関連につき「婚姻破綻にあたってこれら二種類の財産は、必ずしも同一の方法において処理されるべきでない。婚姻前に取得された財産および婚姻中に取得された相続財産は、婚姻の全く外部の財源からくるものである。公平においては、このような財産が存在する場合には、それを与えられた側の配偶者がそれを保持することを許されるべきである。逆に、他方配偶者は、その者が婚姻財産を考慮しうるよりも弱い主張しかできない<sup>9</sup>。」としたうえで「この要素は事件の事情の一つである。それは婚姻当事者の一方によって家族の福祉のために行われた寄与に相当する。判事はこのことを考慮すべきである。判事はこれが個々の事件においてどの程度重要であるかを決定すべきである。当該財産の性格および価値、および同財産が取得された時期および状況は、考慮されるべき関連する事項である。しかしながら、通常の過程においては、この要素はさほど大きな重点をおくものと

<sup>7</sup> [1998] 2 F.L.R. 310.

<sup>8</sup> Supra note 6, at 989.

<sup>9</sup> Ibid, at 994.

は期待されえず、期待されうるとしても、原告の経済的必要性がこのような財産に対する財源なしには満たされえない場合である。」との認識を示した。本件結論が平等分割でなかったため平等分割でないとする際の合理的理由の範囲が不明確であることや、73年法25条2項b号所定の「経済的ニーズ」を合理的必要性と拡張して解するのでなく文字通りの経済的必要性と解すべきこととした点が、疑問や批判もあった<sup>10</sup>が、貴族院の判断としてとりわけ注目された。

次に、Miller v Miller ; McFarlane v McFarlane [2006] UKHL 24, [2006] 3All ER 1, [2006] 1FLR 1186, [2006] 2FCR 213 では、上記 White 判決の示した分割原則ならびにニーズ原則について、展開的な議論が示された。Lord Nicholls of Birkenhead は、両事件を貫く一般的原則として、概ね次のような構成を採った。すなわち、まず、ニーズとしてこれまで議論されてきたものにつき、合理的必要性と補償とを明確に区別すべきことを説示し<sup>11</sup>、次に上記 White 判決と同様両当事者の資産には婚姻財産と非婚姻財産とが存在し後者も事情によっては分割の対象となることを示し<sup>12</sup>、さらに当事者双方のニーズを十分に満たしうるいわゆる「ビッグ・マネー」の事案における分割原則とニーズ原則の優先性につき、「このことに関する一定のルールは存在しない。……一般的には、第一に補償の必要性を考慮しそれから持分の権限を考慮していくことが裁判所にとっては好都合であろう。……しかし、このアプローチが総体として公平な結果に到達しない場合がある。ある場合には、経済的ニーズのための給付が第一に補償とともに公平に査定され、持分の権限が資産の残余についてのみ適用されることもありうる。いうまでもなく、それはすべて事情による。」とした。これに沿って、婚姻期間が3年に満たない子のない夫婦で、別居時に夫1億7500万ポンド、妻10万ポンド

<sup>10</sup> たとえば、Rebecca Baily-Harris, comment on White v White [2000] 2 F.L.R. 981, H.L., [2001] Fam. Law at pp14-15, Roger Bird, "White v White The Implications for Family Law Practitioners", Jordan Publishing Ltd.2000, at pp17-21.

<sup>11</sup> Miller v Miller ; McFarlane v McFarlane [2006] UKHL 24, at paras [8] - [15]

<sup>12</sup> Ibid, at paras [16] - [20]



の資産が認定された事案につき、妻に500万ポンドの夫からの給付を裁定した原々審および原審を維持して夫からの上訴を棄却し（Miller 事件）、実質婚姻期間16年ほどの未成年の子3人を持つ、双方が高いキャリアと相当の資産を有するが婚姻中は妻がキャリアを捨てて家事に専念した、という事案につき、原々審の年額25万ポンドの定期払いの裁定につき原審がこれに5年間の期間を付したことを不服として上訴した妻の請求を認容した。

(3) 以下において、本件事案をより詳細に検討する。まず会社設立までの夫の経歴については次の通りである<sup>13</sup>。

- (a) 1967年、15歳の時に、Brown Brothers で5年間の見習いを開始
- (b) 上記完了
- (c) 1976年、Seaforth Maritime に就職
- (d) 同社で70人の部下をもつ管理職
- (e) 1979年、同社で147人の部下をもつ関連事業の管理者
- (f) 1984年、Gas Services Offshore Ltd に転職、Oseberg Transport System project の管理者となり、これを契機に同産業内の有力者と交流するようになる
- (g) 1985年、Court of Session in Edinburg で、ヘリウムガスメーターの発明者であると認定される
- (h) 1986年頃、Dominion 社を興し、1988年に同社を取得、婚姻時までに単独オーナーとなる

次に Dominion 社の評価、その分割方法ならびにその基準であるが、原告妻は、2500万ポンドの資産につき、分割原則に依りながら平等分割としないことを認めたいうで、上記額の40パーセントにあたる1000万ポンドの一括金の支払いを請求する<sup>14</sup>。これに対し被告夫は、別居時の資産の価額1200万ポンド（双方合意）から婚姻時の同会社の価額200万ポンドを差し引いた1000万ポンドを分割原則に従って平等に分割した500万ポンドが妻に支払わ

<sup>13</sup> J v J [2011] EWCA Civ 41, at para [19]

<sup>14</sup> Ibid, at para [11]

れる適正な額であると主張する<sup>15</sup>。

Charles J は、両当事者の主張をいずれも排し、売却利益のうち60パーセントを夫に属する非婚姻財産、残りの40パーセント（1000万ポンド）を婚姻財産とし、婚姻財産を分割原則に従って平等分割した上で両当事者の訴訟費用を調整して妻に540万ポンドを裁定した。<sup>16</sup>60パーセントを非婚姻財産とした理由付けとして・莫大な資産価値は、1967年以来長年にわたって当該業界に従事することによって得た経験が1996年における当該業界において金銭を取得する個人的能力を生んだことに起因する<sup>17</sup>、・婚姻時までに、同会社は価値の増大を生ずる「潜在性」を発展させており、婚姻時において価値の増大を生み出す「跳躍板」が同会社に存在していた<sup>18</sup>、などとする。

かくして、【判旨】のとりの本件判断となったわけである。繰り返しになるが、要約すると、原審の行ったような「潜在性」ないし「跳躍板」を売却利益全体に及ぼすことを否定し、上記を婚姻時の会社の資産価値の調整のために考慮し、婚姻時の会社の資産価値を裁量的に400万ポンドと認定し、さらに1996年から2007年までの業界全体の価値の急上昇を受動的成長として、上記400万ポンドにその間の FTSE All Share Oil and Gas Producers Index における割合の増加である116パーセントの増加を加えた約900万ポンドを夫に属する非婚姻財産とした上でこれを売却価額2500万ポンドから差し引いた1600万ポンドを分割原則に従い平等に分割して800万ポンド（売却利益の32パーセント）を妻に裁定した<sup>19</sup>のである。

(4) 本件は長編となった原審判示<sup>20</sup>をうけてこれをどう収束するかとも

---

<sup>15</sup> Ibid, at para [12] なおその後、妻のニーズを300万ポンドないし400万ポンドであると算定し、上記と併せて300万ポンドから500万ポンドが裁定されるべきであると主張を変えた。(Ibid, at para [12])

<sup>16</sup> Ibid, at para [14]

<sup>17</sup> Ibid, at paras [21], [22]

<sup>18</sup> Ibid, at para [36]

<sup>19</sup> Ibid, at paras [36], [43], [44]

<sup>20</sup> See Ashley Murray, “A Judicial Safari tour of Ancillary Relief: J v J” [2010] Fam. Law 1111.

に、「婚姻前資産の取り扱いに関する重要な判決<sup>21</sup>」「実質的な論点は婚姻財産と非婚姻財産の分類であった<sup>22</sup>」等、注目を集めた。Wilson LJ は、原審 Charles J が、資産の分割にあたっては原理原則に基づいて行うべきで裁量に基礎を置くべきでないとの前提に立ちながら、結論として混乱を招いたことを批判する<sup>23</sup>。もとより、Miller ; MacFalane 判決前後からこれまで、非婚姻財産の範囲やその評価方法において、不統一と見られる状況があり<sup>24</sup>、同判決の判旨に回帰させる意図もあったと思われ、本件判旨も、基本的には同判決の流れを汲むものである。相続財産、贈与をうけた財産等、個人的な契機によって配偶者の一方が取得した財産、婚姻前から一方が所有していた財産は非婚姻財産として分割の対象とならず、婚姻中に配偶者の取得した財産が分割の対象となる、というのが原則であるから、婚姻中に増加した本件夫の会社資産の価値は原則的には分割の対象になる。ただし婚姻中に取得された財産であっても配偶者個人の独自の顕著な能力等によって取得されたものについては、公平の見地から事情によっては一定の割合で非婚姻財産として分割の対象から除外される。この点、原審ではその割合を60パーセントとし残余を平等分割したが、本件では、婚姻時点での夫の会社の資産を「跳躍

---

<sup>21</sup> Katharine Landells, “Jones v Jones: Springbords, Non-Matrimonial Property, Castles and Companies” [2011] Fam. Law 382, at p382

<sup>22</sup> Rebecca Baily-Harris, comment on Jones v Jones [2011] EWCA civ 41, C.A, [2011] Fam. Law at p456.

<sup>23</sup> Supra note 21 at p388.

<sup>24</sup> 例えば、GW v RW (Financial Provision : Departure from Equality) [2003] EWHC 611 (Fam), [2003] 2 FLR 108, FD での Mostyn QC の判示は、夫の婚姻当初のキャリアおよび高度で安定していた稼働能力を「十分に巣立った “fully fledged”」として認めて婚姻時に夫が雇用されていたならば十分な資産の形成が可能だったであろうとしてこれを婚姻財産とし（本件原審 Charles J は Miller ; MacFalane 判決がこれを否定したにもかかわらず引用した, supra note 3 at para [23]), 他方で, Rossi v Rossi [2006] EWHC 1482 (Fam), [2007] 1 FLR 790, FD において Mostyn QC は、贈与・相続によって婚姻にもたらされた財産はその受動的成長も含めて、非婚姻財産として分割の対象から除外されるべきである、とした (supra note 3 at para [45]), See also Ibid. at pp383-386.

板」が存在していたとして実際の評価よりも増額させ、これに別居時の指標をかけたものを非婚姻財産として分割の対象から除き、残余を平等分割した。いずれの判示も裁量を行使したものであるが、White 判決ならびに Miller; MacFalane 判決の判旨を逸脱することなく、しかも本件の事案の特殊性に配慮した上で裁定額を決定した本件判示は評価することができ、支持できる。

#### 4. おわりに

上記の通り、本判決は、論旨においても結論においても概ね評価しうるが、会社の婚姻時の資産価値を実際的评价よりも高く評価した点、特定の指標を選択した点、など裁量によって算定している点において、疑問もある<sup>25</sup>。この点につき (Law Commission) はニーズの意義、婚姻財産と非婚姻財産の関係、婚姻前財産合意 (marital property agreement) になどの問題について2009年10月に議論を開始した<sup>26</sup>。最終的な同委員会の報告書<sup>27</sup>では、非婚姻財産に関する何らかの立法につながる勧告は行われなかったが、ニーズの意義をめぐる検討の結果においては、ガイダンスの策定などの施策が勧告された<sup>28</sup>。詳細については別稿に譲ることとし、今後も判例の動向を注視したい。

---

<sup>25</sup> Supra note 21 at p388. なお Alexander Chandler, “The law is now reasonably clear’: the court’s approach to non-matrimonial assets” [2012] Fam.Law 163 は、S v AG (Financial Orders: Lottery Prize [2011] EWHC 2637 (Fam) ならびに婚姻財産と非婚姻財産の関係が問題となった近時の判例を分析し、一定の方向性を示している (at p168)。

<sup>26</sup> Elizabeth Cooke, “Pre-nups and beyond: what is the Law Commission up to now?” [2012] Fam.Law 323, at p323.

<sup>27</sup> “Matrimonial Property, Needs and Agreements”, Law Com No 343, 26 Feb 2014.

<sup>28</sup> Ibid, at pp175-178. なお婚姻前財産合意については有効要件や手続きなどを定めた草案 (Draft Nuptial Agreements Bill) が用意された (Appendix A)。